

# 結い YUI

山梨県人権擁護委員連合会  
事務局発行  
甲府市北口一丁目一九  
甲府地方事務局  
人権擁護課内

「結い」とは田植えなどの時の助けあいのこと。  
土くさくあたたかい言葉です。

## 心が作る笑顔の輪

### 第二回山梨県人権標語コンテスト結果

県ネット事業の一つである人権標語コンテストの表彰式が一月二十七日、甲府市の談露館で行われた。

この事業は、人権標語を

九月三日から一月二日まで、小学生、中・高校生、一般の三部門に分けて募集したもので、昨年の応募数の約三倍にあたる九一八五点の応募があった。

特に小・

中・高校生の応募が大幅に増えたが、その理由として、①学校で授業の一環として取り上げてもらえたこと②大勢の子供達に、取り付きやすいとして興味を持って



もらったことがあげられる。入賞作品をみると、小中高校生の作品には、「やめようよ...」「話そうよ...」といった「語りかけ口調」の作品が多く、また「心」「手」といった「温もり」につながる言葉が多く使われていた。

一般作品には、「人権」という言葉が入っている作品が多く、人権の尊重の精神を的確に表現していた。

今回は応募作品が多かったため、審査方法として、特設相談会の折りに、出席の委員によって予備審査を行ったほか、一月二十一日に四〇名近い委員の応援を

得て一次審査を、一月二日には最終審査を行った。

今後、応募作品が増加することも考えられ、審査の方法が課題となりそうだ。今回表彰された優秀作品は次の通りである。

#### 人権標語コンテスト優秀作品

##### 【小学生部門】

- ◎思いやる 心が作る 笑顔の輪
- ◎助けあう 心をいつも 大切に
- ◎結ぼうよ 心のきずなど 愛の手を
- ◎見ないふりしないでさし出す 勇気の手
- ◎してはだめ じぶんがされていやなこと
- ◎ちがうけど、そこがいいとききみとぼく

##### 【中・高校生部門】

- ◎ひとことで 守れる命が ここにある
- ◎差しのべて あなたのその手が 救いの手
- ◎さしのべた 手と手がつながる 明るい社会
- ◎ちよつと待て 凶器になるかも その言葉
- ◎同じだよ 君も私も 地球の子
- ◎やめようよ 言葉の暴力 無関心

##### 【一般部門】

- ◎持たたいね 相手の立場になる気持ち
- ◎人権は、あなたと私の 心の絆
- ◎思いやり 育む環境 大切に
- ◎人権は 認めあうもの 守るもの
- ◎さしのべる 手から始まる 心の輪
- ◎やさしさの 種で咲かそう 人権の花

#### 充実の研修会多彩に

今年度最後の県連研修会が、二月五日中央市の玉穂生涯学習館で開催された。県立看護大短大教授・県立大看護学部准教授の伏見正江先生を講師にお招きして、「DVのない社会を目指し

☆今回特集号として、人権啓発活動地方委託事業(ネット事業を含む)についての解説を企画しました。保存版として今後の委員活動の参考にして下さい。  
【二〇〇三画】

て今わたしたちにできること」と題する講演会であった。

今年一月一日には「配偶者暴力防止法」も変わり、「DV」の認知度も高まっています。しかし本来DVの内包する被害の潜在化現象が、なかなか実態を見せようとはしない。先生の示される膨大なデータは、人権を守り、人権を強めるべき立場の我々にとって、ある意味で衝撃的なものであり、大きな示唆を与えてくれた。九〇分にわたる密度の濃い内容に、満席の会場は緊張の連続であった。

予定時間を超える質問にも、丁寧にお応えくださった先生に深く感謝したい。

二月二日には峡南協議会研修会が、下部ホテルで開催された。研修会前半は人権教室の経過と今後の課題について「ビデオ上映を通して『人権教室』を考える」と題して九〇分、休憩を挟んだ後、各種研修会の参加報告および意見交換を六〇分と、充実の研修会であった。  
(四面に続く)

# 説 人権啓発活動地方委託事業について

(ネットワーク事業を含む)

甲府地方事務局 人権擁護係長 高橋 眞美

## 一、地方委託事業について

地方委託事業とは、地方公共団体が実施する人権啓発活動について、委託の手法を用いて国から財政上の支援を行い、全国的に一定水準の啓発活動を確保することを目的としたものであり、地域の実情に応じたきめの細かい活動が期待されている事業です。

沿革的には、旧総理府・旧総務庁の地域改善対策室が同和問題の早期解決に向けた施策の一環として、昭和四八年度から行ってきた「地域改善対策啓発活動等委託事業」が、この事業の前身となります。

平成一二年一二月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第九条に、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公

共団体に対し、当該施策にかかる事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講じることができる。」と定められ、地方委託事業の法律上の根拠が明確になりました。

### 山梨県における地方委託事業

山梨県で平成二〇年度に予定している地方委託事業を図に表すと、図Aになります。事業の主な種別としては、①講演会、②資料作成、③放送、④新聞広報、⑤研修会、⑥地域活性化事業、⑦その他の事業があります。各種別の後ろ( )書きの部分が、具体的内容です。

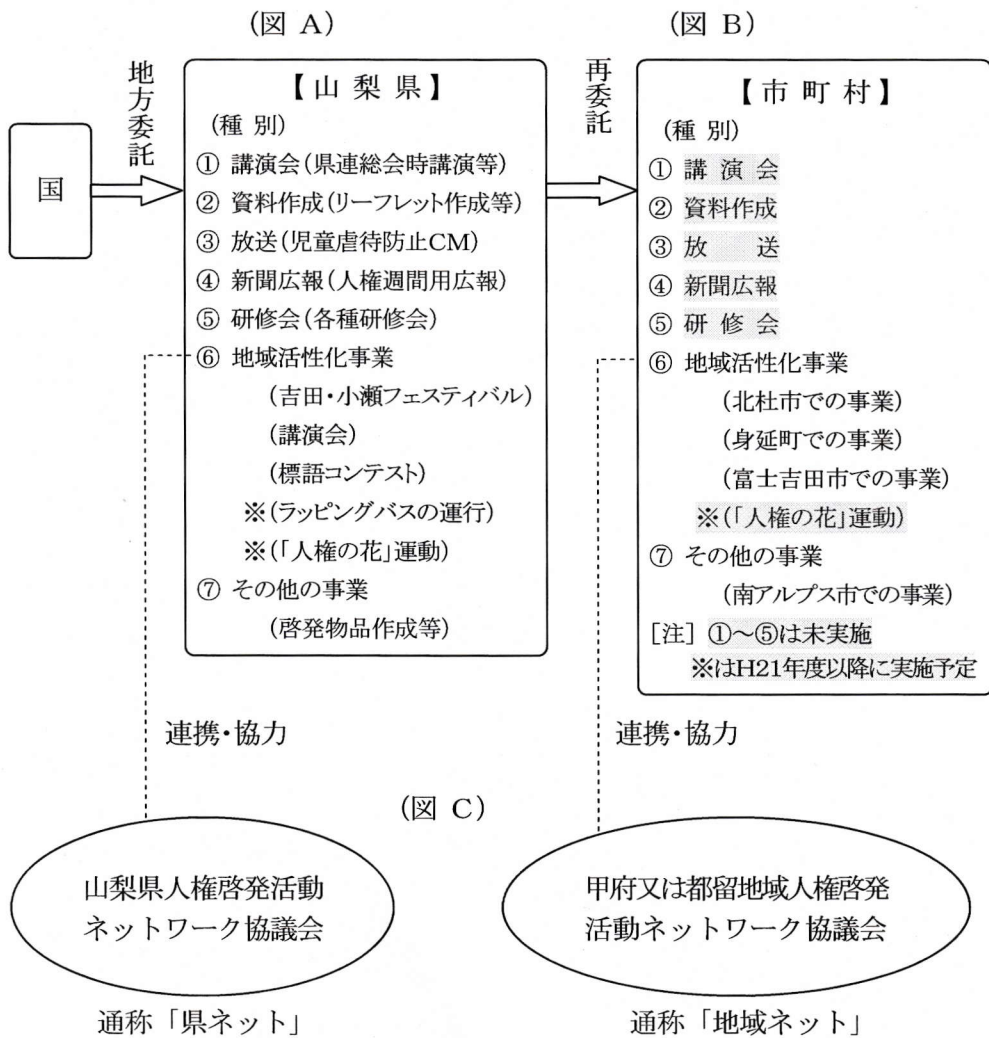
この地方委託事業は、市町村へ再委託する再委託事業として行うことも可能であり、それを図に表したものが、図Bになります。本来、再委託事業においても、委託事業と同様、①〜⑦ま

での種別で事業を行うことは可能なのですが、山梨県の場合、これまでこうした事業を行いたいという各市町村からの申し入れがなかったため、⑥の「地域活性化

事業」だけを毎年三つの市町村にお願いし、実施してきた経緯があります。そこで、今後は、⑥以外の事業も市町村で積極的に実施していただくよう、平成

一九年度の市町村担当課長打合会の席上、改めて市町村にお願いしたところ、南アルプス市からはじめて、⑦の「その他の事業」への申し入れがありました。今

平成20年度山梨県における地方委託事業 (予定)



後は、他の市町村においてもこうした申し入れがなされることを期待されているところですが、また、⑥の「地域活性化事業」については、これまでの方法を引き継ぐ形で、平成二〇年度も三市町村(北杜市、身延町、富士吉田市)で事業を行う予定となっております。

二、地方委託事業における  
人権啓発活動ネットワークの役割について

(一)人権啓発活動ネットワークとは

従前、人権啓発活動は、法務省の人権擁護機関、都道府県、市区町村、公益法人等が、それぞれ独自に実施する傾向が強かったといえます。しかしながら、人権課題が複雑・多様化している今日において、啓発活動を効果的に推進していくためには、各主体が個別にこれらの事業を実施するだけではその効果に限界があります。そこで、相互が連携・協力して一層総合的な効果的な啓発活動を行え

るよう、ネットワークの整備が行われました。

(二)人権啓発活動ネットワーク協議会の設置(図C)

前記(一)の理由から、都道府県単位では「都道府県ネットワーク協議会」が、



平成19年度総会にて

地域単位では「地域ネットワーク協議会」が全国的に順次設置されていきました。山梨県においては、「都道府県ネットワーク協議会」として、平成一〇年八月三日に、山梨県・甲府市・甲府地方事務局・山梨県人権擁護委員連合会の四機関で構成する「山梨県人権啓発活動ネットワーク協議会」が設置されました。またその後、「地域ネット

ワーク協議会」として、法務局本局・鯉沢支局及び両管内の市町村並びに甲府・峡南協議会を構成員とする「甲府地域人権啓発活動ネットワーク協議会」が設置され、続いて、法務局大月支局及び同管内の市町村並びに都留協議会を構成員とする「都留地域人権啓発活動ネットワーク協議会」が設置されました。

(三)地方委託事業とネットワーク協議会

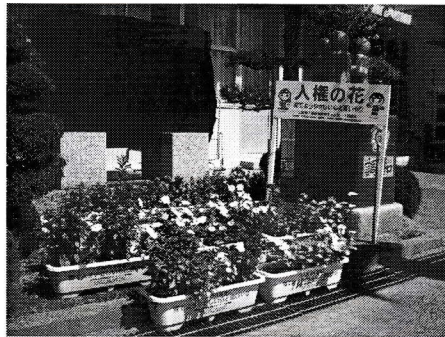
地方委託(図A)及び再委託(図B)の各事業①⑦のうち、⑥の地域活性化事業を行うに当たっては、前記(二)の各ネットワーク協議会と連携・協力して事業を行わなければならないとされています(委託要綱第四条第二項)。

従って、山梨県の場合は、図Aの⑥地域活性化事業については、原則「山梨県人権啓発活動ネットワーク協議会」と連携・協力して、また、図Bの⑥地域活性化事業については、原則「甲

府又は都留地域人権啓発活動ネットワーク協議会」と連携・協力して、事業を行わなければならないこととなります。

そのため、これらの事業を「ネット事業」と呼んだりしています。

こうした中、平成一九年度からは、地方委託(図A)における⑥地域活性化事業の一つとして、「ラッピングバスの運行」を、また、再



小学校に咲いた「人権の花」

委託(図B)における⑥地域活性化事業の一つとして「人権の花」運動を、それぞれ全国的に実施することになりました。そしてこれら事業も「地域活性化事業

ネットワーク協議会と連携・協力して行わなければならない事業となります。

山梨県では、「ラッピングバスの運行」については、平成二〇年度から実施する予定となっております。また、「人権の花」運動については、既に全国に先駆けて、平成一六年度から地方委託(図A)における⑥地域活性化事業としての位置づけでこの活動を展開してきた実績があることから、平成二〇年度も、再委託(図B)ではなく、地方委託(図A)での⑥地域活性化事業という位置づけで「人権の花」運動を行う予定です。

しかしながら、今後は全国の動きに合わせる必要性があることから、平成二一年度からは、「人権の花」運動を再委託(図B)における⑥地域活性化事業として展開しながら、花の苗等は県が一括購入することで、実質的にはこれまでのスタイルを維持していきたいと考えています。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

峡南の人権教室は平成一七年に開始されたが、その組織化された「協議会の人権教室」の歴史が見事にビデオにまとめられており、回を追うごとに進化発展していく様子を如実に見て取れて、興味深かった。

甲府協議会では翌二二日、山梨県立あけぼの支援学校校長の保坂博文氏を迎え、「障害者の自立支援と卒業後の進路について」という演題で講演を聴いた。

講演の中で保坂氏は「障害は自分のせいでも親のせいでもない。子ども達が力強く生きていくためには学校が中心になって、地域の関係者と連携ネットワークを作ることにかかっている。これを広げていくことによって支援の輪が広がっていく」と熱く語られた。

講演の後、続けて人権啓

発ビデオ「新ちゃんがないた！」を視聴した。講演と併せて、熱心に質疑応答が交わされた。

なお、都留協議会では、ここ数年独自の研修会は実施せず、県連研修会への参加をそれに替えるとしてきたが、本年度は四月の協議会総会の折に講演会を実施して、実質上の研修会を行っている。



伏見教授の講演  
(県連研修会)

グループでの研修としては、二月二二日、中央昭和グループが甲府地方裁判所二〇一号法廷での裁判の傍聴と甲府刑務所の視察など研修を行った。

一二名の委員全員参加のもと、非日常的な場面に接し、あらためて人権について考える機会となった。

### 新年度の活動スタート

「人権の花」運動の実施  
甲府協議会は、里垣小、新田小、石和北小、加納岩小、白根東小、双葉東小、

須玉小、泉小の八校。峡南協議会は、大塚小、早川北小、早川南小、睦合小の四校。都留協議会は、吉田西小、瀬戸小、上野原小、西桂小、西浜小の五校と、昨年引き続き、上野原市が独自に大鶴小を追加して実施される。

花の栽培を通して、子供の情操を育てようとしたこの運動も、地域の特性を生かした取り組みとなっている。

贈呈式は、地元人権擁護委員会を中心に、従来どおり五月下旬から六月上旬に行われる。

また、中学生を対象とした人権作文コンテストの応募依頼も始まった。委員の方々のご努力が実つて、年々応募作品が増える傾向にあり、今年も成果が期待される。

### 全国一斉人権擁護委員の日

六月一日は全国一斉人権擁護委員の日。ただし、今年には当日が日曜日に当たするため、地域の実情にに応じて実施日を変更してよいことになっている。

また、例年一二月の人権週間中に行ってきた街頭啓

### 委員から一言

人権の花と風船

山下宣行(昭和町)

一三年前、風船で飛ばした小学生の手紙が、今年一月、漁獲されたカレイと一緒に引き上げられた。手紙は漁師の計らいで、主の女子大生の手にも届りました。

本県の小学生の願いや思いを載せた「人権の花」の風船も、拾い主から感謝や激励の便りを貰うことがある。

そんな時、子どもたちの喜びは大きく、願いや喜びは更に膨らんでいる。「人権の花」は風船によって、着実に「実」を結んでいる。

発を、この日に行うこととなった。人権擁護委員の日を強調するためと、啓発物品として人気の高い時刻表を復活させたいという要望を受けての変更である。

### 県連・各協議会の定時総会

平成二〇年度の総会開催日等は次の通り。人権の花運動などすでに二〇年度の活動は開始しているが、実質的にはここから今年度の活動開始となる。委員全員の参加を期待したい。

□県連総会および講演会  
日時 五月二三日(金)

午後二時

会場 ベルクラシック甲府

講演会 午前一〇時

(講師 小林是綱氏)

□甲府協議会総会

日時 四月一七日(木)

午後一時三〇分

会場 甲府市総合市民会館

□都留協議会総会

日時 四月一八日(金)

午後一時三〇分

会場 富士吉田市民会館

□峡南協議会総会

日時 四月二一日(月)

午後一時三〇分

会場 早川町町民会館

### 退任された委員の方々

平成二〇年四月一日付けで次の委員の方々が退任されました。

在任中のご活躍に敬意を表し、今後のご健勝をお祈りいたします。へ敬称は略させていただきます。

反田 喜雄 (甲州市)  
白川 隆 (甲州市)

### 編集後記

今回は特集としてネット事業についての解説を載せさせていただきました。忙しい中わかりやすく書いてくださった高橋係長さん有り難うございました。